

市立小学校のプールにおける水の流出事故について

市立有馬小学校（宮前区東有馬 5－12－1）において、令和 7 年 7 月 1 7 日（木）、プールの止水の確認を担当教諭（以下「担当」という。）、教務主任（以下「教務」という。）、教頭が失念したため、約 1 7 時間（1 4 時頃から翌日 7 時頃まで）にわたり注水し続けたことで、プール約 0. 6 8 杯分に当たる推定 1 6 7. 2 m³の水を流出させた事故が発生しました（損害額 1 4 0, 6 9 9 円）。

過失の内容や程度、止水失念に至った経緯や業務の状況、施設の状況、作業の負担などの事情を考慮して、損害賠償請求は行いません。

1 事故の概要

- （1）令和 7 年 7 月 1 7 日（木）1 4 時頃、消防用水（消防隊が消火活動に使用するための水）のため、担当が校長、教務の指示に従ってプールへの注水を開始したものの、止水を失念し、翌日 7 時頃まで注水し続けました。
- （2）推定流出量は、1 6 7. 2 m³です。 ※事故が発生した小学校のプール約 0. 6 8 杯分
- （3）推定流出量に基づく損害額は、1 4 0, 6 9 9 円です。
- （4）市立有馬小学校の注水・止水は、レバーを手作業で回して行います。
- （5）あふれた水はプールの排水溝から下水道に流れており、プール施設外への流出はありません。

2 事故の原因

- （1）担当がプールへの注水を開始したものの、止水を失念したこと。
- （2）教頭・教務が止水確認と報告の指示を怠ったこと。
- （3）校長が具体的時期を示さずに注水を指示して不在にしたこと。

3 経過

- （1）令和 7 年 7 月 1 7 日（木）1 1 時 4 0 分頃、校長が教務に、消防用水のためにプールが満水になるように注水を指示し、同日午後の 1 3 時 4 0 分頃、校長は出張し、出張先から自宅に直帰した。
- （2）この際に、校長は具体的な注水開始の時期について教務には示さず、「同日中に注水開始」という認識ではなかった。一方、教務は「直ちに注水開始をするもの」だと考えたが、校長には確認しなかった。
- （3）同日 1 3 時 4 0 分頃、教務が担当に注水を指示し、午後のプール清掃に合わせて、1 4 時頃、担当が注水を開始した。
- （4）注水開始時のプール水位は半分以下の状態であった。注水栓は手動式であり、自動止水装置はなく、満水までに約 8 時間を要するため、退勤前の 1 6 時に止水作業を行う予定であった。
- （5）同日 1 4 時 1 5 分頃、担当が教務に注水を報告し、教務が職員室内の入口付近のホワイトボードにプール注水中の掲示物を貼り出した。その直後に、教務から教頭に注水を報告した。この際に、教頭や教務から担当に対して、止水の確認や報告の指示がなされなかった。なお、この掲示物は新たなものに変更されていたが、他の教員には周知されておらず、他の教員が注水に気付きにくい状況であった。
- （6）注水開始の 1 7 日（木）午後における当該校の状況は、児童の下校後から開始された、週明けの校舎内引っ越しに向けた準備作業などの業務が立て込んでおり、教頭・教務・担当もそれぞれがこれらの業務に対応していた。
- （7）教頭・教務・担当は、これらの業務に対応しているうちに、プールの止水を失念したまま退勤してしまった。
- （8）翌日 1 8 日（金）0 時 0 9 分頃に地域住民から警察へ音がするとの通報があったため、警察が 0 時 3 0 分頃にプールの排水が音の原因であることを現地で確認し、7 時 2 0 分頃に来校して聞き取りを行った。

- (9) 翌日18日(金)7時頃、担当が出勤して、正門から右手にあるプールを見たところ、プールの水が止水されていないことに気がつき、止水した。
- (10) 当該校のマニュアルは、これまでの流出事故を踏まえて発出された指導通知に従って整備されており、プール授業期間中は、複数名の職員で声を掛け合いながら対応がなされていた。なお、マニュアルではアラームのセットについて記載があったところ、実際にはアラームの手法は取られておらず、複数名の職員による声の掛け合いで対応していた。
- (11) 今回の消防用水のための注水というプール授業期間外の対応についても、本来であれば、このマニュアルに従い、複数名の職員で注水・止水を行い、アラームのセットを行うべきであったにもかかわらず、1名だけで対応しており、また、アラームによる手法の体制整備もなされていなかった。

4 関係職員への賠償請求について

本件事故は、事故が発生した小学校の校長・教頭・教務・担当の過失（止水失念、関係者間の指示・確認の不足等）によるものであると判断しましたが、過失の内容や程度、止水失念に至った経緯や業務の状況、施設の状況、作業の負担などの事情を考慮して、損害賠償請求は行いません。

令和6年12月に発生した大島小学校のプールにおける水の流出事故との比較は、次のとおりです。

	有馬小学校流出事故	大島小学校流出事故
発生時期	令和7年7月17・18日	令和6年12月6・7日
推定流出量	167.2m ³	620.5m ³
プールの場所	正門付近（他への被害はない）	校庭（他への被害はない）
損害額	140,699円	509,478円
過失	過失	過失
過失がある職員	校長・教頭・教務主任・担当教諭	校長・教頭
業務内容	消防用水のための注水	消防用水のための注水
業務命令	あり	あり
施設の状況	自動止水装置なし	自動止水装置なし
実際の操作方法	通常どおりの操作方法	通常どおりの操作方法
必要な作業	複数回の注水・止水作業が必要	複数回の注水・止水作業が必要

5 再発防止

これまでも、小学校のプールにおける水の流出事故を受け、再発防止策の取組として、注意喚起文書を発出し、プールのある全学校でマニュアルを整備させて、複数名の職員による開閉栓の確認と管理職への報告の徹底、プール授業期間外における作業を想定させるとともに、自動止水装置のない学校プールについては止水装置の整備の検討・実施を進め、学校の水泳授業における民間活力の更なる活用についても検討してきたところです。

今回の事案を踏まえ、これまでの再発防止策が更に現場において実際的かつ有効的に運用されるように、また、消防用水の注水における事案が連続したことから、プール授業期間外（特に消防用水の注水の際）にはより一層注意して、マニュアルの手順を徹底するよう、改めて各学校に周知するなど、引き続き取組を進めてまいります。

問合せ先

（事故調査に関すること）

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課 森

電話 044-200-3258

（学校の設備・再発防止に関すること）

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 中村

電話 044-200-1802

（上下水道料金に関すること）

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 永井

電話 044-200-1801